

令和5年第8回清瀬市教育委員会定例会会議録

令和5年第8回清瀬市教育委員会定例会が令和5年8月18日（金）午前9時に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 令和5年8月18日（金）午前9時
- 2 場 所 研修室1, 2, 3
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 坂 田 篤 （教育長）
宮 川 保 之 （教育長職務代理者）
粕 谷 衛 （委員）
尾 崎 啓 子 （委員）
鈴 木 美 紀 （委員）
- 5 事務局 南 澤 志 公 （教育部長）
大 島 伸 二 （教育部参事兼教育指導課長）
馬 場 一 平 （教育部参事兼教育支援担当課長）
宮 本 央 子 （教育企画課長）
北 平 宣 之 （教育企画課特命担当課長）
長谷川 奨 （指導主事）
- 6 書 記 鈴 木 和 也 （教育企画課主事）

令和5年第8回清瀬市教育委員会定例会

令和5年8月18日(金)

研修室1, 2, 3

定例会

日程第1	会議録署名委員の指名(宮川職務代理者)		
日程第2	議案事項15	令和6年度使用 清瀬市立小学校教科用図書の採択について	教育指導課長
日程第3	議案事項16	令和6年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について	教育指導課長
日程第4	議案事項17	小中一貫教育について	教育企画課特命担当課長
日程第5	議案事項18	清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	教育企画課長 (生涯学習スポーツ課長代理)
日程第6	報告事項1	清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和4年度外部評価)について	教育企画課特命担当課長
その他			

開会

坂田教育長が開会を宣言

日程第 1 会議録署名委員の指名(宮川職務代理者)

粕谷委員を指名

日程第 2 議案事項15 令和6年度使用 清瀬市立小学校教科用図書の採択について

教育部長 「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第十三条」並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十一条の六の規定」に基づき、令和6年度より4年間、清瀬市立小学校で使用する教科用図書について採択していただく必要があるため提出する。御審議をお願いする。

教育長 「令和6年度使用 清瀬市立小学校教科用図書」の採択に当たって実施した調査の概要及び経過について説明を求める。

教育指導課長 令和元年度に調査した小学校教科書と同様、次に調査を行う教科書も現行の学習指導要領に基づいており、大きな変更はない。数値の更新やデジタルコンテンツの追加など、一部修正は行なっている。清瀬市立小学校教科書調査委員会が設置され、調査研究が行われている。東京都教育委員会も資料をまとめている。清瀬市立小・中学校教科用図書採択要綱を基に調査が進められ、市民向けアンケートも実施した。教科書見本や調査研究資料、アンケートの写しなどを参考に、今回議論を進めていいたいただきたい。

教育長 別紙の通り

教育支援担当 今回、同調査委員会では、11教科、国語3者、書写3者、社会3者、地図2者、算数6者、理科5者、生活科6者、音楽2者、図画工作2者、家庭2者、保健6者、外国語6者、道徳科6者の教科書を対象として調査・研究を行った。清瀬市教育総合計画マスタープラン及び本市の児童の実態を踏まえて、「内容の選択」、「構成・分量」、「表記・表現」、「使用上の便宜」、「人権」及び「その他」の6観点で調査・研究を行った。

生活科については、現在使用している教科書の発行者が作成を取りやめたことにより、継続使用ができない状況である。

粕谷委員 今回の調査で全般的に配慮したことはどのようなことか。

教育支援担当 今回の教科書は学習指導要領の改訂を受けたものではなく、経年の調査データ更新や GIGA スクール構想を踏まえた一部修正が加えられている。教科書には豊富な最新データやデジタルコンテンツにアクセスする二次元コードが掲載され、これを使って主体的・対話的で深い学びの授業を計画できるようになっている。ただし、デジタルコンテンツは教科書の補足的な要素であり、これを重視して採択することは適切でない。調査委員会は教科書の各要素が教科の特性を考慮した形で設計されているかを確認し、言語活動の推進や紙

面の構成などを中心に調査を行った。

尾崎委員 前回の採択から4年間が経過しているが、学校から現在使用している教科書の問題点や課題点は上がってきているか。

教育支援担当 特に上がってきてはいない。
課長

尾崎委員 子供たちや先生も4年間で現在の教科書を使い慣れてきたところかと思う。現在の教科書を6年間通して使った学年がまだいないことから、継続して現在の教科書を使用し、の授業研究を行う事が必要であると考えます。

宮川職務代理者 教育委員会訪問で学校の様子や授業研究を拝見している。この中で現在の教科書を使って様々な議論がされており、継続して研究を行うことが良いと思う。

教科書を拝見してどれも様々な工夫がされており、子供の発達の段階に応じて思考を促すように作られていると感じた。

鈴木委員 どの教科書も様々な工夫がされていて、子供たちの発達の段階に応じた作りになっていて、大切にされている言語活動も十分に考えられている。教科書の変更を行ってしまうとこの4年間で先生方が経験した内容をまた1から始めることとなるため、現行の教科書を継続していくのが良いと考える。

教育長 これまでの意見を整理すると4年間の使用実績を踏まえて、現在使用している教科書を継続使用するという意見が多数である。

粕谷委員 継続使用に賛成である。調査研究資料の結果を見ても使い慣れてきた現在の教科書を採択するのが良いと思う。生活科については継続使用ができないため、検討の必要がある。

教育長 この4年間で使用してきた教科書について、効果の検証という点でどのような成果が挙げられてきたか、教育委員会訪問等を通して意見はあるか。

粕谷委員 教育委員会訪問で授業の様子を拝見した中では4年間で子供たちが自分の興味関心に応じて調べたり話し合う学習が増えたと感じる。先生方も意識して「主体的・対話的で深い学び」を実現できるよう、授業づくりに取り組んでいるのではないかと思う。子供たちが学びに対する主体者意識をより持つようになってきていると感じた。

尾崎委員 子供たちが自ら課題を解決していく授業を行い、学びの過程で友達と協力や議論を行うことで様々な力を育てていく必要があると思う。学校訪問では先生方が工夫をして、子供たちが様々な活動を行うように工夫をしていると感じた。配慮が必要な子供への働きかけも工夫をされていた。

鈴木委員 この4年間で授業の内容が大きく変わってきた。特に GIGA 端末の活用によって授業形態が大きく変わったと思う。教室にいながらにして外の情報を簡単に調べることができ、図書資料が足りないということもなく、待つ時間が減り、その分を考える時間にすることも出来ているのではないかと思う。作文に対して苦手意識のある子供でも GIGA 端末を活用することで苦手意識が薄らいでいるケースもある。また、デジタル教科書についても少しずつ導入しており、紙とデジタルの良さを授業で活用するよう、先生方には研修を進めていただきました。

い。

宮川職務代理者 学校によって GIGA 端末の活用について差があるように感じる。GIGA 端末を子供たちが自分たちの考えを整理・共有するのに利用することで個別最適な学びや協働的な学びを実現することができると思う。教科書にある二次元コードを活用して自分で問いを見つけられるようにする工夫・改善を教科書会社の方々にはお願いしたいと思う。

教育長 デジタルツールというものは子供たちの学習にとっても便利なツールになるが、使い方を間違えるとマイナスとなってしまう。すぐに答えに行きついてしまうことは子供にとって本当に良い事かを考える必要がある。教育の中には便利なだけでなく、面倒くささを意図的にいれていくことで学びが深まる。清瀬市での ICT 活用については全国や東京都と比較して平均を上回っているが、協働的な学びにまで発展してはいない。二次元コードやデジタル教科書を有効活用していけるように事務局としても助力していく必要がある。

宮川職務代理者 デジタル教材として二次元コードを活用することは必要であるが、ただ情報を与えるだけでなく、子供たちが自分で考えるためのツールとなるようにしていくことが重要である。

教育長 一旦議論をまとめると生活科以外は現在使用している教科書を継続使用するというお考えが多いので継続するというところでよろしいか。

各委員 異議なし

教育長 生活科についてご意見を伺いたい。

粕谷委員 生活科については、就学前教育とのつながりから東京書籍が良いと思う。「自立への基礎を養う」という教科書の目標を踏まえて、安全や命の大切さが強調されている。巻末の「かつどう べんりちょう」も充実している。現在使用している日本文教出版の教科書もそうだったが、気持ちの伝え方や、道具の使い方など基本的な生活のスキルを大切にしている。自分でできることは自分でやるという意識を高める工夫がされている。デジタルコンテンツについては他社と比較して非常に多く、教科書の補助として動画やクイズ等の新しい形として工夫したものとなっていたと思う。

一方で光村図書については、子供たちになじみのある絵本作家のイラストを使用して教科書自体への興味を持てるようにしている。名前がついたキャラクターをあまり使用しないことで自己投影をさせやすいつくりとなっていると感じた。

鈴木委員 スタートカリキュラムが大切であり、東京書籍は幼児教育から小学校へ移っていくという写真を使用してイメージしやすいように工夫していると感じた。また、東京書籍は体験活動や多様な人との共同で行う活動が盛り込まれていた。

教育出版も良いと思う。車いすの児童を年間通して描いていることや国際的な内容を示していること等の多様性をとても大事にしている。

東京書籍、教育出版のどちらもすっきりした構成であり、情報過多とならずに学習の流れがとらえやすく学びやすいつくりとなっていると思う。

尾崎委員

東京書籍、学校図書、光村図書が良いと思う。

東京書籍はレイアウトがすっきりしていて、問いの言葉が分かりやすく子供が考えを進めていきやすいと感じた。また、単元の終わりで自分の成長を確認できるようにしてある。

学校図書はフォントが非常に見やすく、教科書のサイズが少し小さいので低学年の子供も使用しやすいと思う。遊びに関する情報も多いので子供たちが学びを進めたいという気持ちになると感じた。

光村図書は字が少なく非常に見やすい。振り返るコーナーを設けて自分の気持ちや考えを整理できるようにしてある。

宮川職務代理者

生活科のカリキュラムのねらいや協働的な学習といった視点から確認した。現在使用している日本文教出版と比較すると東京書籍の内容構成が近いと感じた。

教育出版は協働的な学習の具体的な形を取り入れ、子供たち自身が自分の考えを深めていく工夫がされている。

教育出版と東京書籍が良いと思う。

教育長

光村図書は冒頭で学校全体の鳥瞰図を見開きで示し、客観的な視点から社会の一員であることを表している点や余計なデジタルコンテンツを使用していない点がすぐれていると思う。また、振り返りの際に事実と気持ちを分けている。

東京書籍は単元を見開きページで子供に対しても印象を強く与えるつくりとなっている。イラストが複数種類ある点や二次元コードがただ動画をながすだけとなっている点は改良した方がよいと思うが、教科書としては構成もよくできていると思う。

光村図書か東京書籍が良いと思う。

ここまでの意見をまとめると、東京書籍は委員全員、教育出版は宮川職務代理者と鈴木委員、光村図書は粕谷委員と尾崎委員と私、学校図書は尾崎委員をそれぞれ推薦している。

事務局へ確認するが、現在使用している日本文教出版とのつながりの点で、学校や調査委員会からの報告や感想はあったか。

教育支援担当課長

教科書調査委員会では現在の使用している日本文教出版とのつながりという点ではどの教科書もよく工夫されており、十分つながりをもって指導できると報告を受けている。参考として前回の採択では、自立への基礎を養う活動や友達同士の関わり合いに重きを置いているという点で日本文教出版が採択された。

教育長

東京書籍、教育出版、光村図書、学校図書の4社に絞ってご意見をいただきたい。

鈴木委員

東京書籍は単元の最後に振り返りで思考力、判断力、表現力を意識したつくりとなっていて良いと感じた。

光村図書は写真や文字などの情報が多すぎて子供にとっては考えをまとめるのが難しいと思う。

教育出版はすっきりしているが、ページによっては文字が多く注目するポイントが分かりにくくなっている場所もあった。

1社に絞るとしたら東京書籍が良いと思う。

尾崎委員

東京書籍は単元で何をやりたいか、何をすべきかが分かりやすくなっている。

学校図書は発展学習に結びつく手がかりが少し少ないと思う。

光村図書と教育出版は自発的に学びを進めていく、子供の気づきを大切にしている科目という観点からすると先生方の教え方が強く影響していく内容となっていると思う。

東京書籍が良いと思う。

粕谷委員

教育出版は二次元コードにワークシートがあったが、デジタルコンテンツとして効果的なものとなっているかという改善すべき点も多いと感じた。

東京書籍はどの先生が使用しても同じように学びを広げていけるようになっていると思う。

光村図書は使用する先生によって学びの広がりや左右される部分があると感じるが、個人的には一番良いと思う。

宮川職務代理者

デジタルコンテンツについては各社に改善すべき点があると感じている。

生活科として、総合的な学習への発展性や他の教科への関連性を含めると東京書籍はそこを意識したものとなっていた。

光村図書や東京書籍の最初の見開きページは導入部分として工夫されていると感じた。

東京書籍または教育出版のどちらかがよいと思う。

教育長

東京書籍が4名の委員から推されている。

教育出版についてももう一度確認したほうがよいという意見がでた。

東京書籍は登場させる意味が感じられないキャラクターがいたり、小学校の低学年向けとしては情報量が多くなっているが、教科書としては非常によいと感じていると思っていて、東京書籍を推したいと思う。

議論をまとめると、鈴木委員からは東京書籍、尾崎委員からも東京書籍、粕谷委員からは一番は光村図書、次点で東京書籍、宮川職務代理者は東京書籍と教育出版、私は東京書籍を推薦している。

生活科については、5人の共通する東京書籍を採択するというところでよろしいか。

各委員

異議なし

教育長

令和6年度から使用する清瀬市立小学校教科用図書についてまとめる。

国語 光村図書 継続

書写 光村図書 継続

社会 東京書籍 継続

地図 帝国書院 継続

算数 東京書籍 継続

理科 東京書籍 継続

生活 東京書籍 新規
音楽 教育出版 継続
図画工作 日本文教出版 継続
家庭 開隆堂 継続
保健 学研 継続
外国語 教育出版 継続
道徳 東京書籍 継続

各委員より何か意見等はあるか。

各委員

異議なし

日程第 3

議案事項16 令和6年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について

教育部長

「義務教育諸学校の教科用の無償措置に関する法律」並びに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、次年度の小・中学校特別支援学級で使用する教科書について採択していただく必要があるため提出する。御審議をお願いします。

教育長

「令和6年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書」の採択に当たって実施した調査の概要及び経過について説明を求める。

教育指導課長

小・中学校の特別支援学級における当該学年用の教科書については、東京都教育委員会より示されている「教科書採択の手引」のとおり、通常の学級で使用される当該採択地区で採択されている教科書と同一のものを使用する。

しかし、障害の程度から、教科により当該学年用の教科書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科書を使用することができることとなっている。この場合は、下学年用の教科書を使用することや、中学校の特別支援学級において小学校用の教科書を使用することができる。また、文部科学省著作の教科用図書、いわゆる星本を使用することもできるとされている。さらに、障害の程度から、教科により当該学年用の教科書又は星本の使用が適当でないときに使用するものとして一般図書がある。ただし、これらは同一の児童又は生徒に併せて給与することは、二重給与に該当してしまうためできない。学校は、児童・生徒の障害の程度を踏まえて、今回採択をいただいた教科書の中から、適切な教科書を選び給与の申請を行う。

次に、調査の概要について説明する。本市では、「清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要綱」に基づいて、教科用図書調査委員会を設置し、調査を行った。学校ごとではなく、小学校用、中学校用のように学校段階ごと、障害種別に調査を行い、報告書を作成した。これにより、学校では、これまでよりも更に幅広く児童・生徒一人一人の障害の程度に応じて、教科書を選択できるようになる。

調査対象となった教科用図書は先ほどご紹介した三種類である。

文部科学省検定済教科書はすでに本市で採択されている市立小・中学校で使用している教科用図書と同一のものである。

文部科学省著作教科書は知的障害用に文部科学省が作成した教科書である。小学校低学年用が星一つ、中学年用が星二つ、高学年用が星三つ、中学校用が星四つと五つとなっている。

一般図書は、障害の程度に応じて、検定済教科書や文部科学省著作教科書では対応できない児童・生徒用として選択される。これまでも東京都教育委員会が作成している一般図書の一覧を基に選択されている。

教育長

特別支援学級教科用図書調査委員会からの調査報告を求める。

教育支援担当
課長

自閉症・情緒障害特別支援学級では、知的障害のない児童・生徒を対象としているため、各教科等の指導は、基本的に通常の学級に準ずる内容を実施することとなっており、文部科学省検定済教科書を使用している。そこで、先ほど採択いただいた小学校教科書及び現在使用している中学校教科書を使用することとなる。

知的障害特別支援学級用の教科書は、先ほど御説明した三種類を対象に調査を行った。主に文部科学省著作教科書、いわゆる星本と、一般図書について調査を行った。一般図書については、これまでも東京都の調査研究資料に記載された図書を基に選択しており、その中から既に使用実績のある一般図書について再度確認した。

特別支援学級教科用図書調査委員会において、本市の特別支援学級で使用される教科書について調査した結果、全て使用に適すると判断した。

教育長

ご質問は何かあるか。

鈴木委員

現在の小学校での特別支援学級の使用教科書について説明を求める。

教育支援担当
課長

情緒障害特別支援学級については、通常の学級で使用されている教科書を使用する。知的障害特別支援学級については、通常の学級で使用されている教科書を選択することもできるし、文部科学省の作成したいわゆる星本を選択することもできるし、東京都教育委員会が作成した一般図書一覧から選択することもでき、各学校の児童・生徒の実態に合わせて、学校が選択している。

尾崎委員

特別支援学級の新設に伴って教科書の扱いについてはどのようなようになるか。

教育支援担当
課長

個々に応じた教科書を選択するが、交流及び共同学習を進めていくうえでは交流先の学級と同一の教科書を利用できるように交流の際には貸し出しを行う等の配慮を行っていく予定である。

粕谷委員

一般図書の調査の際にどのような視点で行ったか。

教育支援担当
課長

一般図書については、「一人一人の実態に応じて、児童・生徒の関心・意欲が高まるような内容となっているか」、また、「各教科等の学習に著しく遅れが生じないよう、立ち戻った指導や体験的な活動を通して学べる内容が重視されているか」という視点で行った。

宮川職務代理
者

交流及び共同学習を進めるための貸出用の教科書について、学校からの要望等はきているのか。

教育支援担当 課長	学校によって一時的に貸出用の教科書を多く必要となる事があり、不足することがあるという意見は上がってきている。その様な場合には配慮を行っている。
宮川職務代理 者	予算として確保されているか。
教育支援担当 課長	確保している。
教育長	支援を必要とする子供たちがしっかりと学び、能力を伸ばしていくことができる環境を作っていくことが必要である。 特別支援学級の教科書については、調査委員会資料の提案のとおり採択をするということにご異議ないか。
各委員	異議なし

日程第 4	議案事項17 小中一貫教育について
教育長	別紙の通り
教育企画課特 命担当課長	別紙の通り(検討委員会での経緯について説明)
教育指導課長	別紙の通り(小中一貫教育について制度の説明)
宮川職務代理 者	小中連携を発展させて小中一貫教育とするとあったが、社会のあり方を考えた際にそのような視点で検討することが適切であるか。
教育指導課長	小中一貫教育を進めていくためには、小中連携を積み重ねていき、土台とすることで小中一貫へとレベルアップすることが必要であり、小中連携教育を進めたうえで小中一貫教育の議論を行っていく必要がある。
宮川職務代理 者	学校のあり方については他にも解決すべき問題点があるため、様々な視点をもって議論をしていく必要がある。
教育長	併設型小学校中学校について、9年間の統一した教育目標の設定や9年間の系統性を確保した教育課程の編成をすることが条件となるのか。
教育指導課長	条件となると考えている。
教育長	9年間にわたって子供たちを同じ方向性で育てていくことができるシステムであるという認識で間違いないか。
教育指導課長	ご理解の通りである。
粕谷委員	広く認知されるような小中の連携は何かあるか。
教育指導課長	小中連携教育としてお互いの授業を見学して、授業内容について協議会で意見を交わしている。小中一貫に向けて、より充実した内容に進めていく必要があると感じている。
粕谷委員	児童・生徒同士の活動の連携は行われているか。
教育指導課長	中学校の体験に小学生が行く、小中学生がお互いの行事を見に行く等は行われているが、全市的に行うところまでは出来ていない状況である。
教育長	部活動の体験入部や進学する中学校への体験学習等の連携も行っている。

- 鈴木委員 これまでの連携での成果と課題はあるか。
- 教育指導課長 いわゆる中一ギャップと呼ばれる課題については、意見交換を行う等でお互いの学校のことを知っていくことで対応できるように取り組んでいる。中学校への体験学習も中一ギャップを減らす取り組みとなるが、全市的には行えておらず、各中学校での取り組みとなっているのが現状である。
- 鈴木委員 各学校で取り組みの差があるが、全的に成果が出るようにしていくように取り組んでいく方向性であるか。
- 教育指導課長 小中一貫教育を進めていくためには、全的に取り組む必要があると考えている。
- 教育長 小中が9年間一貫して子供たちを見ることができこのシステムについて何か期待される効果があるか。
- 鈴木委員 小中学校の教員と一緒に授業研究をすることで中学校の専門性なところや小学校の丁寧な教材研究等などの互いの特徴を取り入れる機会となる。
様々な年齢の子供たちが接する機会が増えることでお互いの成長へと繋がっていくと考える。
- 尾崎委員 文部科学省の小中一貫教育の導入状況調査では小中一貫教育を導入した成果をほとんどの学校が感じており、学力向上、コミュニケーションの機会の増加、教員の教科指導力の向上、保護者の方の学校満足度が向上した等の成果が期待される。
- 粕谷委員 小学校と中学校の文化の違いによる中一ギャップを軽減していくことが期待される。
小学校低学年が中学生に対して憧れを持つことだけでなく、中学生が小学校低学年の子供たちと日常的に触れ合うことで良い循環が生まれるのではないかと期待する。
- 教育指導課長 あげられた内容以外では保護者同士の交流により、子育てに関わる不安の軽減や丁寧な子供との関わり等の子育ての再認識という成果も示されている。
- 宮川職務代理者 学校の作りや制度の改善、子供たちの成長発達、よい地域社会の形成、教員の指導力等の向上がメリットとしてあげられる。
- 教育長 学校教育という制度という点で考えると現在の六三制という制度は昭和22年の学校教育法が根拠となっており、現代への社会情勢や各機関の変化に合わせて制度も変わっていく必要がある。
様々な点で成果として見込める点があるが、課題となる点についても考えていく必要がある。
- 粕谷委員 小学校から中学校へ進学する際に気持ちを切り替える機会となる場合があるが、その機会が失われてしまう可能性がある。
- 鈴木委員 中一ギャップに対しては気持ちを切り替える機会を他の方法で補うこともでき、9年間を一貫して行うことのメリットとデメリットではメリットが多いように感じる。
- 教育長 2分の1成人式のようなことで気持ちを切り替える機会となると思う。

- 鈴木委員 現場では10歳の壁という言葉をよく使い、10歳を境に自分中心の考えから客観的に物事を見ることが出来るようになることが多い。それは子供の気持ちや考え方をリセットやステップアップさせる機会となると思う。
- 粕谷委員 どのようなことでも課題は発生してしまうが、事前に想定していた課題も新たに発生する課題に対しても先進事例を参考にすること等で対応することで解決をしていけると考える。
- 尾崎委員 環境が変わることで気持ちを切り替えることの良い機会ともなるが、ストレスとなる場合もある。課題解決については多くの先進事例が参考になり、方針策定時にこれらを考慮することが重要であると考え。9年制にすることで現在の小学6年生においてリーダーシップの喪失が発生する懸念があるが、様々な場を提供することで解決した先進事例がある。
- 鈴木委員 運動会を1～4年、5～9年と区切ることで、これまで小学6年生にリーダーシップを取らせていたが、小学4年生に取らせるようにする方法もある。
教員の負担が増えてしまうのではないかと懸念に対しては、行事をどう活かしていくか工夫をしながら必要なものと不必要なものを分けていくことで対応していくことができるのではないかと考える。
- 宮川職務代理者 教員の負担を増やさない方法を検討委員会や教育委員会で議論して制度設計をしていく必要がある。これまでは小学6年生になんとかやらせていたリーダーシップを目的持って小学4年生がやってくれるようにすると良いと思う。施設をどう作っていくかは予算面や人材的にも考慮していく必要がある。学校経営という視点で校長先生を中心に教員をどのように育てていくかが課題となってくる。
- 教育長 小中一貫教育を本市で導入するかどうか。賛否を伺いたい。
- 宮川職務代理者 現代において、小中一貫教育とすることで子供たちを育てられるような教育環境を整えることへとつながると考える。賛成である。
- 粕谷委員 賛成である。
- 鈴木委員 小中一貫教育には課題はあるが大きな成果も考えられるため、進めていけるよと思う。賛成である。
- 尾崎委員 課題については先進事例を参考に対応することで、導入の成果が課題を上回る可能性が高いのであれば積極的に導入していくのが良いと考える。賛成である。
- 教育長 全国の実績を見ても成果が課題を上回ると考える。賛成である。
教育委員会全会一致で本市では今後、小中一貫教育を展開していくということによろしいか。
- 各委員 異議なし
- 教育長 具体的な問題として、小中学校のグルーピングはどうするか、施設一体型・施設併設型・施設分離型のうちどのようなスタイルとしていくか、制度変更期の移行的措置をどうするか等の3点について、または別の課題について何かご意見はあるか。
- 鈴木委員 グルーピングはとても重要である。地域全体で一貫校を育てていくように地

域の意見を取り入れながらグルーピングを考えていく必要があると思う。

粕谷委員 分離型と隣接型と一体型を比較して、距離の近い一体型や隣接型がメリットは大きく感じるが、距離が離れている場合にはどのようにして一貫校として機能させているのか。

教育指導課長 すべての地区で一体型と隣接型にならない自治体が多い。その中で分離型でも一貫校として機能させていくため、教育目標や教育課程のすり合わせの機会を設けたり、日常的にお互いに関わっていく行事を設けていくことが今、行われている工夫である。今後、さらに良い方法が研究されていく可能性もあると考えている。

粕谷委員 分離型である場合に一貫教育であることが理解しにくい部分があるので、保護者や地域の方へ同意を得るためにもしっかりとした説明が必要となると思う。

尾崎委員 検証方法については先進事例を参考にして目標や評価を決めたり、子供や教職員、保護者、地域からのアンケートを行うことが効果的であると思う。

宮川職務代理者 一体型と併設型と分離型では一貫教育としての課題が違ってくる。それをふまえてグルーピングも行う必要がある。

教育長 様々な立場の方が多面的な議論を行う事で課題に対する解決策を見いだせると思う。小中一貫教育制度を導入する課題や全市展開する上での課題については多様な立場の方々を委員とする検討委員会を設けて教育委員へ結果報告をしていただくようにしたいがよろしいか。

各委員 異議なし

教育長 今後のロードマップの作成についてどのようにするのか。

教育指導課長 小中一貫教育について検討委員会等の議論が必要であるご指摘いただいたので、それを踏まえたロードマップを作成して示していく。

教育長 議案第17号についてまとめると、1点目が制度としての小中一貫教育が次世代型の教育を実現する新たな学校の創造に有効であると判断し、全市に展開する方向性を示す。しかし、その導入は段階的に、グループ間の連携教育から一貫教育へと移行する形で進めることとし、具体的な計画はロードマップとしてまとめるよう要求する。2点目が小中一貫教育の制度面での課題や、全市展開する際の運営面での課題については、別途委員会を設置し、その議論結果を我々が受け入れるものとする。これら2点について意見はあるか。

各委員 異議なし

日程第 5	議案事項18 清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則
-------	--

教育企画課長 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和(生涯学習スポーツ課長代理) 清瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例施行規則の

一部を改正するため条例施行規則の一部改正について議案の提出を行う。
議案第18号について、提案通りに同意することに異議はないか。
教育長 異議なし
各委員

日程第 6	報告事項1 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和4年度外部評価)について
-------	---

教育企画課特 令和 4 年度の重点事業に係る外部評価を実施した内容の報告である。事業内容、課題や対策に関しての最終報告につきましては、6月23日に開催された定例会において、ご意見をいただいている。今回はその内容に対しての外部委員からの評価報告である。
命担当課長

閉会

坂田教育長が閉会を宣言

閉会 午前12時40分
令和5年8月18日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

教 育 長

教 育 委 員

議案事項15 令和6年度使用清瀬市立小学校教科用図書の採択について(教育長)

- 教科書は「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条において、「教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材」として定義されている。だからこそ「教科書を語ることは教育を語ることに等しい」という言葉が語られる。この言葉を受け、教科書採択の議論に入る前に、私から我が国の学校教育の現状とその対応について一言意見を申し上げる。
- 画面は日本財団が2022年に実施した「18歳意識調査」の結果である。本調査は世界6か国の17歳から19歳の若者の、国や社会に対する意識について調べたものである。質問項目の一つである「自分は大人だと思うか」に対して、イギリスやアメリカ、インドでは80%超の若者が「はい」と回答しているが、我が国の若者の肯定率は27.3%に過ぎず、六か国中大差をつけて最下位であった。
- また、「自分は責任がある社会の一員だと思う」の問いに対しても、我が国若者の肯定率は48.4%に過ぎず、これも六か国中最下位となっている。
- 加えて「自分の行動で国や社会を変えることができると思う」についても26.9%であって、最も高かったインドの1/3の肯定率となっている。
- 学びの履歴や環境の違い、国民性によるものの見方や考え方の異なりがある中、国際比較という手法の適切性や必要性、また、これらのデータが真なる実態を表したのか等は議論の余地が残されているとは思いますが、それでも我が国の若者の「社会的自立」が十分ではないという解釈を行うことは本データを見る限りごく自然なことである。
- 「社会的自立」とはまさに、自ら考え、判断、行動し、社会の一員として、主体的にその役割を担うことである。この力は学習指導要領や令和の日本型学校教育においても「主体的・対話的で深い学び」や「考え、議論する教育」「課題発見解決型学習(=PBL=プロジェクト・ベースド・ラーニング)」などの言葉や実践をもって、これまでもその実現を目指してきた。
- 「学校で教わったことをすべて忘れ去った後でもなお残っているもの、それが教育である」というアインシュタインの言葉になぞらえば、「社会的自立」への意識が十分ではない我が国の若者の姿は、学校教育が自らの取り組みを振り返り、反省する一つの材料となる。当然のことながら、この調査結果のすべてが、学校教育に由来するものではないが、一つの要因であることは間違いない。
- この観点から、今回採択に当たって、私が読み込んだすべての教科書は、いずれも「学びのヒント」や「ガイド」などを通して、「児童が主体的に学習に取り組む方策」「対話的な学びを促す工夫」「より深い学びへの導き」が丁寧に、かつ子供の「思考」に寄り添って作られていることは高く評価したい。
- いずれの教科書が採択されたとしても、適切な活用があれば、不透明で不確実な21世紀を生き抜く力は確実に育まれるであろうと思料する。このような教科書を、子供たち、そして我々教育関係者に提供くださっている教科書発行に関わられた方々に、改めて深い敬意と感謝の意を伝えたい。
- しかし同時にこの、「丁寧さ」に一抹の不安を覚えたことも事実である。例えば採択対象の教科

書のほぼ 100%がキャラクターを登場させ、「吹き出し」によって様々なメッセージを発信している。一つ間違えれば「無味乾燥」な図書になりがちな教科書に、子供たちにとって身近なアニメーションが、学びを導いてくれることで、学習内容に対する興味・関心を高めたり、考える視点を与えてくれたり、多様な価値に気づかせてくれたりするであろうし、自学自習の際には貴重な情報になるであろうが、それがかえって子供たちの疑問や課題発見の視野を狭めたり、その広がりや深まりを阻害してしまったり、解決への道筋を限定してしまったりしていないだろうか。

- 教科書関係者も多数傍聴にいらっしやっていることから、ぜひ検討いただきたい事柄をお伝えする。それは「教科書と資料の明確なすみわけ」である。具体的には、主たる教材としての教科書は、学年進行に伴ってキャラクターによる導きを段階的に減らしていき、逆に QR コードでアクセスする補助的な資料は可能な限り丁寧に、かつ子供の思考に寄り添った情報を掲載するという考え方である。
- 高学年児童は、シンプル化された教科書によって、これまでの学びの経験を生かした「自律的な学び」を基本とするが、興味や関心が低かったり、考える視点が見つけられなかったり、深い学びに至らなかったりする「自律的な学び」に至らない子供たちは、QRコードの資料が、学びを伴奏してくれるセーフティネットの役割を果たすという二つの機能を持たせようとするものである。
- 様々、課題はあろうとは思いますが、ぜひ教科書発行者の方々には検討していただきたい。
- 反面、如何に優れた教科書や資料であっても、それが持つ能力を最大限引き出さなければ、教育の目的の達成には及ばない。すなわち教科書以上に教師の力量が目的達成の最大要因になるということである。
- 先に、キャラクターが子供の興味や関心を引き出したり、学びの方向性を示してくれたり、深い学びへと誘ってくれたりしていることを論じたが、本来は、子供が学びに向き合ったときに感じる小さな疑問や、学びを進めるうえで沸き起こる「こうすればいいんじゃないかな…」「こうやれば解決できるのでは…」の混沌とした考えを拾い上げ、それを整理したり、対話を通して共有させたり、深めたり、広げたり、解決させたりするのは紛れもなく教師の「職責」であって、決してキャラクターの役割ではない。
- 「深い学び」についても同様である。例えば宮沢賢治の「やまなし」を学ぶ。賢治はどのような人だったのか、文学界にどんな影響を与えたのか、他にどのような作品を書いているのか…、このような子供の「学びを広げる」「深める」のは教師その人であって、教科書のキャラクターが指示する通りに順を追って指導すれば「深い学び」に行きつくわけではない。
- 私は以前、教えをいただいた教科調査官から「教科書とは料理のレシピ本のようなものだ」と言われたことがある。「日本の教科書は書かれている通りに教えればある程度は学力が身に付くように設計されている」「つまり誰もが失敗しない料理が作れるレシピ集のようなものだ」「しかしレシピ集は料理が嫌いな人が使うことを想定していない」「教科書も同様に学びに背を向けている

子供には見向きもされないものである」「そんな子供たちが進んで教科書を手取るようになるには教師の力がどうしても必要なのだ」…。

○ある料理人の「いかに優れたレシピをもってしても真においしい料理は作れない。お客様お一人一人の味覚に合わせる事が如何にできるか。最後は料理人の腕なんです」という言葉を、教科書が採択される今こそ、我々教育関係者は振り返り、熟慮すべきと強く訴えたい。

議案事項17 小中一貫教育について(教育長)

○傍聴の方も多数いらっしゃいますので、教育委員各位も含め、当たり前のことを皆さんに聞きたいと思えます。失礼をお許してください。「学校、特に義務教育9年間は誰のためにあるのか」。当然「子供のため」です。では「学校、これも義務教育9年間は何のためにあるのか」。これも当然のことで、「子供を賢くし、心身ともに健やかに育て、社会に出るための準備を行うため」です。

○このことはすなわち、私たちが義務教育を語る際は、常に「子供を主語」に、そして子供たちが社会に出ていく「未来」を見つめなければならないということです。つまり、「今・現在」だけでなく、10年後、20年後の世の中がどうなっているのか、その未来社会を生きるうえで、どのような力が必要なのか、それを「社会に出ていく準備期間」である義務教育段階で、どう育てていくのか、未来と現在を往還して見つめつつ、最適な判断を行い実行することこそが、私たちの責任ということです。

○10年、15年後の社会はますます「不透明で不確実」になり、人工知能の発達で、今ある仕事の多くが、機械にとって代わったり、形を変えたりするようになると予想されています。新しい社会保障制度が創られるかもしれませんが、大規模災害やコロナウイルスのようなパンデミックが再び起こらないとも限りません。世界の人口増によって食糧危機が到来し、資源の奪い合いが起こると予想している学者もいます。

○このような社会では、単に計算が速く正確にできるとか、漢字を正しくたくさん書けるとか、歴史の年代や化学記号をいくつも暗唱できるとかいう「知識」だけでは、生き抜いていくことは不可能です。つまり求められる「賢さ」の概念がこれまでとは異なるということです。また、心身の健やかさについても人生100年のスパンで考え、主体的に行動する時代になっています。

○こんな未来を生きる子供たちに対して、その準備期間としての責任を負う義務教育9年間はどうかあるべきなのか。子供たちにどのような環境を与えることが必要なのか、どのような能力を、どのような内容と方法で育むべきなのか、また、今あることの何を変えなければならないのか、逆に変えてはならないのかを考え、議論し、適切に判断し、社会の変化に負けない子供たちを育む「新しい学校」を、私たちは創り上げていかなければなりません。

○この子供たちの未来に向けた「私たちの責任」について、明確に記されている文書があります。それは中央教育審議会が令和3年1月に発表した「令和の日本型学校教育の構築を目指して」と題された答申です。90ページを超えるボリュームのある答申です。委員各位におかれましてはすでに目を通されていることと思いますが、ぜひ一人でも多くの市民の方々にもお読みいただきたいものです。

○本日、議論を深め、意思決定する小中一貫教育についても、答申内で、その必要性が強く訴えられています。小中一貫教育は、一つの教育システム、手段であって、決して目的ではありません。しかし、そもそも子供の学びと育ちは一貫、連続しているという事実を目を向ければ、小中の9年間で切れ目なく育むことができる小中一貫教育は、その目的を達成するための有効なシステム、手段であることも間違いがないことです。

○このことを受け、R2 学校基本調査によると、全国で1,175校が小中一貫校として運用されています。

○しかし如何に優れた制度であっても、必ず成果と課題が共存します。これは小中一貫教育に限らず、あらゆる制度や施策に共通することであって、期待される成果が想定される課題を上回ると判断され、加えて課題解決の可能性が高いと考えられる制度や施策が、採用されるということも一般的です。

○このことから本日の議論では、期待される成果だけでなく、検討委員会で指摘された課題や先進事例から報告されている課題についても、「子供を主語に」真正面から議論したいと思います。委員の皆様の専門性に裏付けされた議論を心から期待いたします。

議案事項 17 小中一貫教育について（教育企画課特命担当課長）

本議案は、市全体の小中一貫教育の在り方を教育委員会として、きちんと議論し、方向性を明確にしていく必要があるため、小中一貫教育の導入の是非、導入する場合の今後の進め方について議論いただくため、議案として提出するものです。

これまでの経緯をご説明します。

令和3年7月に実施しました公共施設再編計画（地域レベル編）策定時のパブリックコメントにおいて、『小中一貫校については、今後、学校の構想づくりの段階において、未来を生きる子どもたちにとって、必要な教育制度や学習環境の在り方を議論する際、保護者や学校教職員、学識経験者等とともに検討していきます』と回答しています。

このことから、清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会において、清小と清中に係る小中のつながりを活かした新しい学校の教育的可能性について、議論をしました。

策定委員会の議論におきましては「小中のつながりを活かした教育は学習指導要領にも示されているので、今でも行う必要がある」など、「小中のつながりの必要性」については、委員皆さんの共通認識でした。

しかしながら

- 清瀬中は第八小を含む学区範囲となっている。施設が隣り合うことを長所として取り入れていくことは大切だが、清瀬中学校区内の一貫教育・連携教育を考える必要がある。
- 小中一貫に取り組む場合に八小の児童は、清小清中の9年間の固定化された人間関係の残り3年間だけを一緒に過ごすこととなる。課題がありそうだ。
- 一貫教育に取り組む際も、この地域は可能だが、この地域は難しい等、地域性が問われる。子どもたちが選べる環境なども考えていく必要がある。中学校は選択制だが、小学校も選択制にするのか等、市としてどの様に考えているかも合わせて考えていく必要がある。
- 単に2校の課題ではない。全市的に考える必要がある。

など、各委員から課題等が出されました。

そして、この策定委員会での検討結果としては、

- 策定委員会で小中一貫教育にすべきかを議論することが本当によいのか疑問に思う。連携教育と一貫教育は大きく違うので、より多くの人を巻き込んで検討する必要があるだろう。
- 中学校は選択制だが、小学校も選択制にするのか等、市としてどの様に考えているかも合わせて考えていく必要がある。策定委員会だけでは決められない内容だ。
- 小中一貫教育を市全体でどうしていくかは別の場で検討する内容である。

など、別の場での議論が必要という検討結果となりました。

この策定委員会の議論を踏まえて、事務局としては、まず、市全体の小中一貫教育の在り方を教育委員会として、きちんと議論し、方向性を明確にしていく必要があると考えました。

清瀬市における小中一貫教育の導入の是非、導入する場合の今後の進め方について、各教育委員での議論をお願いいたします。

小中一貫教育の概要について

平成28年に文部科学省が示した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を基にご説明させていただきます。

小中一貫教育が求められる背景

- ・平成19年の学校教育法の改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設。
- ・平成20年の学習指導要領改訂では、それぞれの巻末に小又は中の要領全文が記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられた。

まず、小中一貫教育が求められる背景についてです。

平成19年の学校教育法の改正において、小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設されました。これに合わせ、平成20年の学習指導要領改訂では、それぞれの巻末に小又は中の要領の全文が記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられました。子供たちは小学校1年から中学校3年までの義務教育9年間の中で、日々の学習を積み上げて成長していきます。その中で、例えば、

- ・小学校低学年の教員は、中学校での学習や子供たちが中学校を卒業する時の姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか。
- ・中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子供たちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか。

といった問いに向き合い、目の前の子供たちの課題に応じた対応を模索することが、先ほどの法令上の要請と相まって、重要性を増してきた経緯があります。

小中一貫教育が求められる理由

- (1) 教育内容や学習活動の量的・質的充実
- (2) 発達の早期化への対応
- (3) いわゆる中1ギャップへの対応

他にも・・・

- 多様な異学年交流の活発化
- より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保
- 中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化

などなど

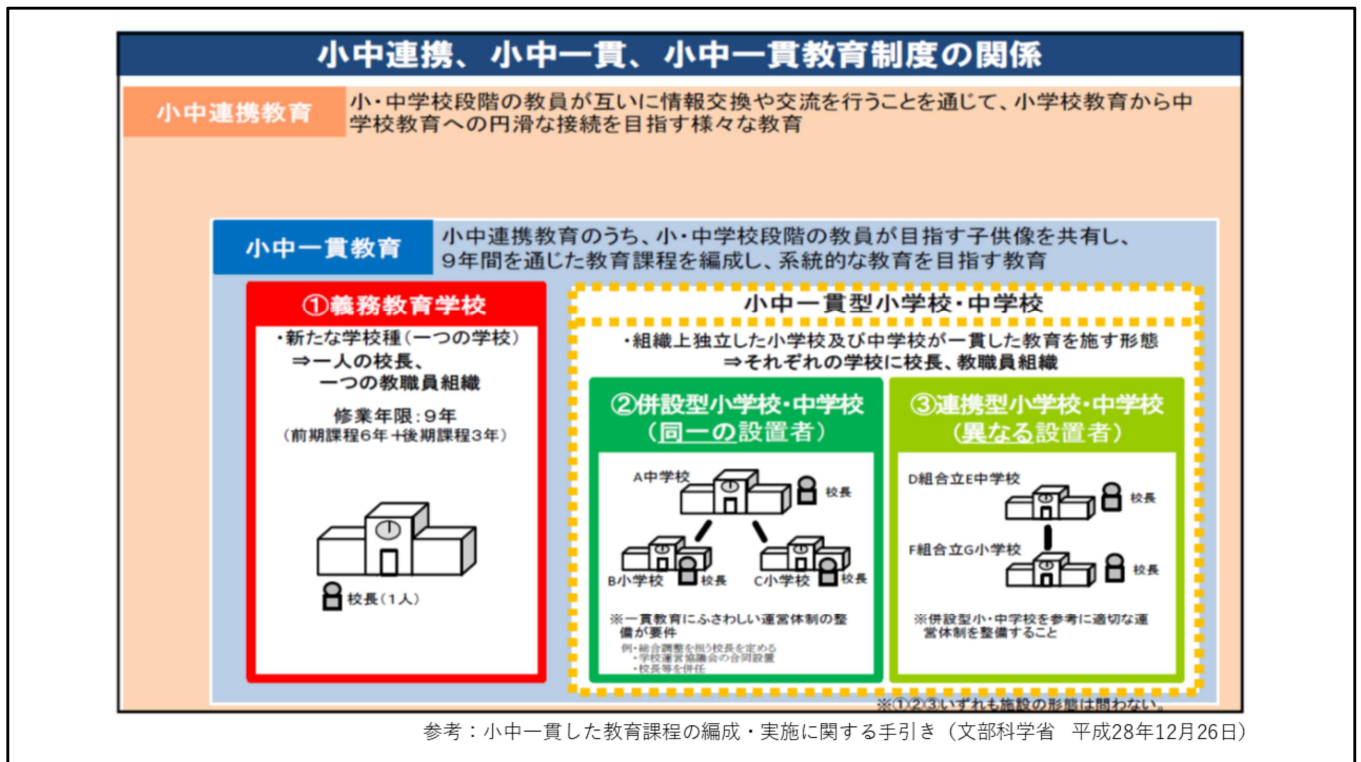
小中一貫教育が求められる理由としては、主に3点あります。

1つは、教育内容や学習活動の量的・質的充実です。小中一貫教育の中核となるのは、義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。その上で、小学校と中学校の教員が連携して、例えば、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまづきやすい学習内容についての長期的な視点に立ったきめ細やかな指導などの学習指導の工夫に取り組むことが可能になる等のメリットがあります。

2つ目は、発達の早期化への対応です。6－3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、身長の伸びや体重の伸びが最も大きい時期は、2年程度早まっています。加えて、女子の平均初潮年齢も同様に2年程度早まり、思春期の到来時期が早まっているとの指摘もあります。このような、児童生徒の成長の変化に適切に対応する観点からも学校段階を超えた学年段階の区切りを柔軟に設定するなどの対応が可能になることもメリットとして挙げられます。

3つ目は、いわゆる中1ギャップへの対応です。子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる中1ギャップと呼ばれる現象への効果的な対応になると言われています。具体的には、学級担任制と教科担任制の指導方法の違い、日常生活に根差した比較的きめ細かい指導と比較的抽象度の高い内容を含めた指導など、指導方法の違い、家庭学習の内容、量の違い、生徒指導の手法の違い、部活動の有無などの差異が挙げられ、この点からも、中1だけではなく、小中ギャップとして対応策を講じる必要があります。

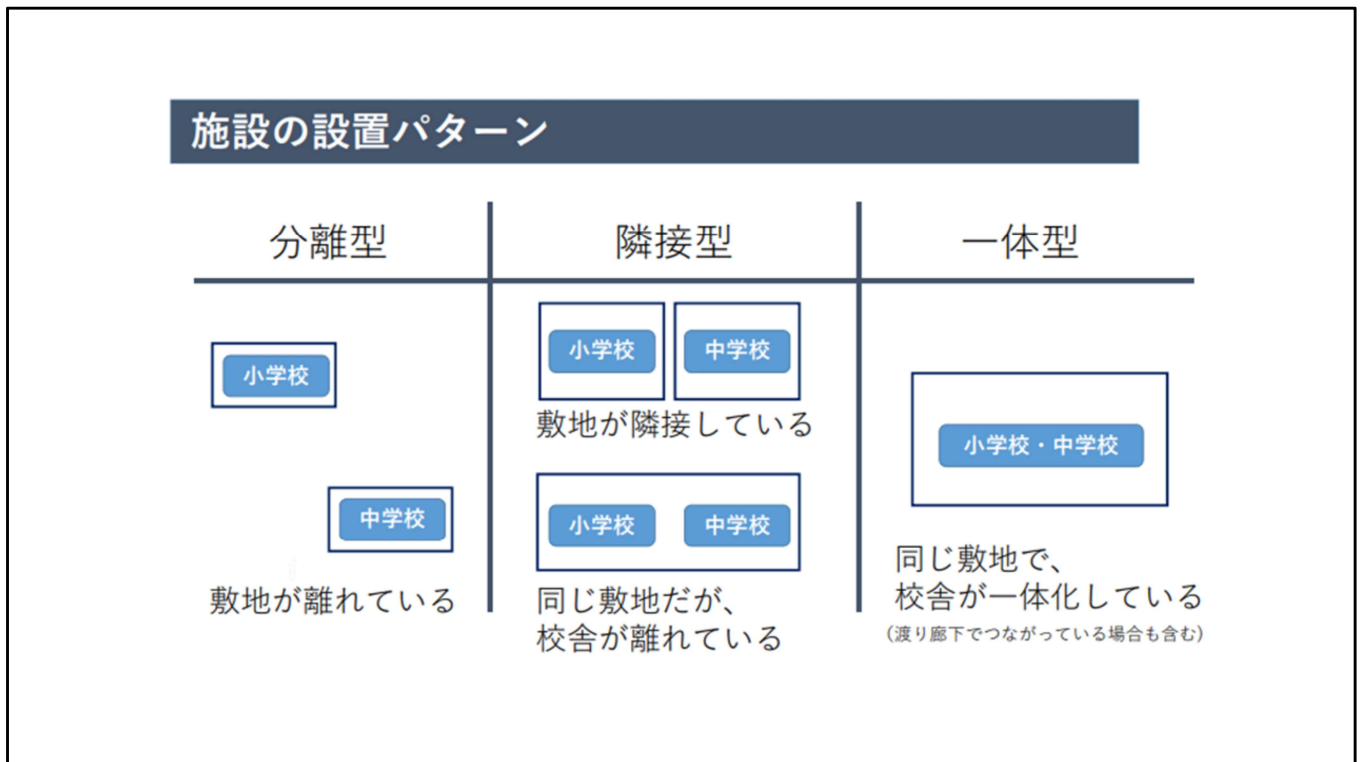
この他にも、多様な異学年交流の活発化、より多くの多様な教員が児童生徒に関わる体制の確保、中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の教科などが、小中一貫が求められる理由として挙げられます。



ここまで、小中一貫教育に関する議論の経過や導入の意義などの説明をしてきましたが、次に制度の詳細についてご説明します。

こちらの図をご覧ください。小中一貫教育は、法や規則を根拠として、主に「義務教育学校」と「小中一貫型小学校・中学校」の二つの制度に分類されます。本市で導入を検討するのであれば、まずは、小中一貫型小学校・中学校になると考えますが、その中でも2種類の形態が示されています。ただし、③連携型小学校・中学校は設置者が異なる場合の形態になりますので、②の併設型小学校・中学校が目指すものになると捉えています。小中一貫型小学校・中学校の説明として、「組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態であり、それぞれの学校に校長、教職員組織をおく」と示されておりますが、自治体によっては、1人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した小中一貫教育を、小中一貫型小学校・中学校として実施しているところが都内でも複数あります。ただし、そのような学校は、小中学校の施設が一体となっています。

今、施設について触れましたので、併せてご説明いたします。図の下方には、※印で、「①、②、③いずれも施設の形態は問わない。」と示されています。ようするに、施設が一体であっても、分離していても、併設型小学校・中学校という制度を取り入れることに支障はないということです。



こちらの図をご覧ください。

施設の形態には、分離型、隣接型、一体型の3種類があります。

清瀬市の小中学校の立地も様々な状況にありますが、すべての学校が小中一貫教育の導入は可能ということになります。

併設型小学校・中学校について

- ・ 既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残す。
- ・ 義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定する。
- ・ 9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する。

中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージ

さて、今回、ご議論いただく、併設型小学校・中学校は、既存の小学校及び中学校の基本的な枠組みは残したまま、義務教育学校に準じた形で9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校となります。これは、中学校区におけるこれまでの小中連携の取組を基盤として、一貫教育にレベルアップさせるイメージです。

